

自立した、 尊厳ある生活を支える 軽費老人ホーム・ケアハウス



軽費老人ホームとは、
低所得であり自立した日常生活を営むことが
難しい高齢者の生活を支える施設です。
(老人福祉法第 20 条の 6)

軽費老人ホーム・ ケアハウスって？



- 軽費老人ホーム・ケアハウスは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。
(老人福祉法第二十条の六) **要介護認定を受けた方でも入居はできます。**
- また、施設内で包括的に介護を提供する「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、運営されているケアハウスもあります。(介護保険法第8条11項)
- 介護保険法上、軽費老人ホームは“居宅”であることから、施設内で介護サービス事業者と個別に契約することにより、介護サービスの提供を受けることが可能です。
(介護保険法第8条2項等)

軽費老人ホーム・ ケアハウスの種類は？

軽費老人ホーム・ケアハウスには複数種類がありますが、それぞれ地域においてかけがえのない生活支援施設として、その役割を発揮しています。軽費老人ホームA型、B型、都市型軽費、ケアハウスいずれも要支援・要介護高齢者であっても入居し、外部の介護サービスの提供を受けることができます。また、特定施設入居者生活介護という介護保険法上の指定を受けることによって、自立した方から要介護高齢者に至るまで幅広いニーズに対応できることが特徴です。

軽費老人ホーム
A型

軽費老人ホーム
B型

ケアハウス
(軽費老人ホーム)

ケアハウス
(特定施設入居者生活介護)

都市型
軽費老人ホーム

軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる高齢者に入居いただき、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活に必要な便宜を行う施設とされています。(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年6月1日 附則第三条等))平成26年度現在、全国に206施設あります(※1)。



軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者(自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない施設で、自炊ができることが前提です。(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年6月1日 附則第十一条等))平成26年度現在、全国には18施設あります(※1)。



ケアハウスは、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(老発第0530002号厚生労働省老健局長通知)前文に記載されているとおり、かつてケアハウスとして規定されており、基準・通知上「軽費老人ホーム」と記載されているものを指しますが、施設の名称等には「ケアハウス」を用いることが一般的です。

ケアハウスは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならないとされています。(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 第2条等)平成26年度現在、全国には1,998施設あります(※1)。



ケアハウスのなかでも、介護保険法上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、要支援・要介護高齢者に介護サービスを提供している施設もあります。「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームが、入居者に対して、ケアプランに基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うサービスです(介護保険法第8条11項等)。軽費老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、およそ400施設程度(平成26年時点)あります(※2)。



都市型軽費老人ホームは、入所定員が20人以下であって、原則として既成市街地等に設置され、都道府県知事が指定する施設です。(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 第35条等)平成26年度現在、全国には41施設あります(※1)。



(※1)平成26年度福祉行政報告例 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

(※2)第104回 社会保障審議会 介護給付費分科会資料より、平成23年度時点の軽費老人ホームにおける特定施設入居者生活介護の指定率は19.8%とされており、数年度に亘ってこの率は横ばいで推移していることを踏まえると、軽費1,998施設×20%≒399.6施設として推計できる。

入居するには？

軽費老人ホームは、高齢者ご本人と軽費老人ホームとの契約により入居することができます(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 第12条等)。自治体・保険者・地域包括支援センター等の照会があれば、柔軟に対応することが可能です。保護観察所の退院許可者の受入れや精神科医療施設からの受け入れなどにも対応している施設もあります。



利用者・ご家族等

自治体・保険者・地域包括支援センター等

直接入居申込を行う場合

自治体等に
照会があった場合

養護が必要な
高齢者の場合

- ・ 高齢者が入居されたい軽費老人ホームの窓口までお越しいただくか、電話にて照会。
- ・ 入居説明等についてご案内いたします。また、入居に関する資料の送付も可能です。

- ・ 自治体等から軽費老人ホームに照会。
- ・ 状況に応じて、契約か、措置かを検討します。

- ・ 家族から虐待を受けていたり、経済的に困窮している等の高齢者を養護するために自治体・保険者間にて、費用徴収や、支援体制を調整します。
- ・ 調整の内容に応じ、柔軟に対応します。

- ・ 入居について、利用申込書に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただく。健康診断の実施、ご面談を経て入居。(各施設にて方法は異なる)
- ・ 空き室がない場合は、空き次第ご案内いたします。
- ・ 保証人が立てられない場合でも相談に応じて対応いたします。

- ・ 入居の際は、面接を実施します。
- ・ 保証人の方にもお越しただいて、契約手続を行います。

軽費老人ホームへ入居

	軽費老人ホーム A型	軽費老人ホーム B型	都市型 軽費老人ホーム	ケアハウス (軽費老人ホーム)	ケアハウス (特定施設入居者生活介護)
根拠法	(老福)第20条の6 (軽費附則)第2条 1項2号	(老福)第20条の6 (軽費附則)第2条 1項2号	(老福)第20条の6 (軽費基準)第34条	(老福)第20条の6	(老福)第20条の6 (介保)第8条11項
性格	低所得高齢者のための 住まい(外部の介護 サービスを利用可能)	自炊ができる低所得 高齢者のための住まい (外部の介護 サービスを利用可能)	都市部における低所得 高齢者のための住まい (外部の介護 サービスを利用可能)	低所得高齢者の ための住まい (外部の介護 サービスを利用可能)	包括的な介護サービス (特定施設入居者生活 介護)が必要な低所得 高齢者のための住まい
定義	無料又は低額な料金で食事の提供(B型は自炊) その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設				(特定施設)要介護者 について、当該特定施 設が提供するサービス の内容、これを担当す る者が要介護高齢者 の健康上の問題点や 解決すべき課題等を 定めた計画に基づき 行われる入浴、排せ つ、食事等の介護や、 機能訓練及び療養上 の世話等を行う施設。
設置主体	・ 地方公共団体 ・ 社会福祉法人 ・ 知事認可を受けた法人				
対象者	高齢等のため独立し て生活するには不安 が認められる者(要支 援・要介護高齢者も入 居可能)	身体機能等の低下等 が認められる者(自炊 ができない程度の身 体機能等の低下等が 認められる者を除く) 又は高齢等のため独 立して生活するには不 安が認められる者(要 支援・要介護高齢者も 入居可能)	※ケアハウス対象者を 想定(要支援・要介護 高齢者も入居可能)	身体機能の低下等 により自立した日常生 活を営むことについて不 安があると認められる 者であって、家族によ る援助を受けることが 困難なもの(要支援・要 介護高齢者も入居可 能)	要支援・要介護高齢者
1人あたり面積(個室)	6.6㎡	16.5㎡	7.43㎡	14.85㎡(二人 31.9㎡)	—
1人あたり面積(ユニット)	—	24.8㎡	—	13.2㎡(二人 23.45㎡)	—
生活相談員	170 : 1 (主任1)	—	1以上	120 : 1	100 : 1
介護・看護	80 : 4	—	1以上	30 : 1	3 : 1
看護	130 : 1	—	—	—	30 : 1
栄養士	1以上	—	1以上	1以上	—
機能訓練指導員	—	—	—	—	1以上
介護支援専門員	—	—	—	—	(計画作成担当者1以上)

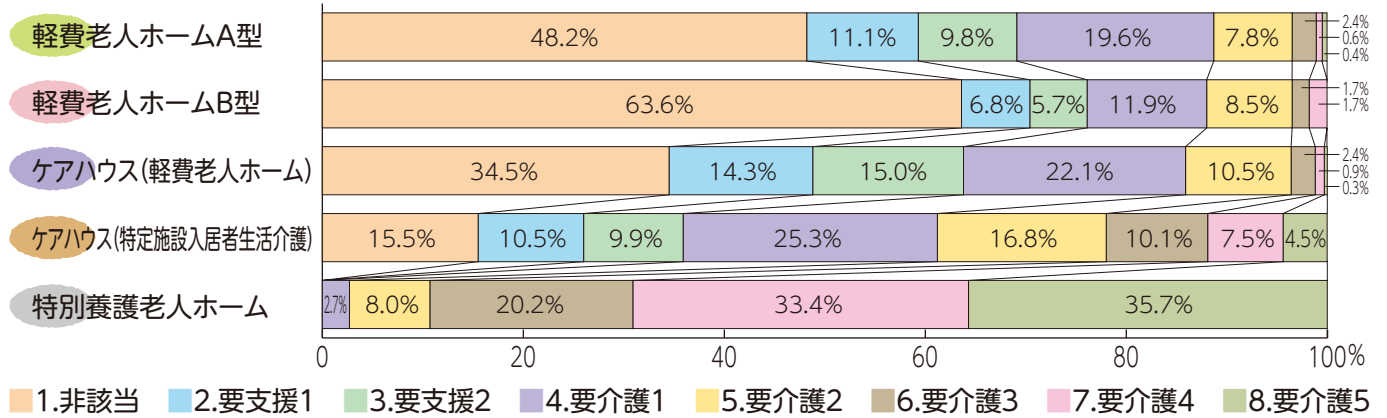
※170 : 1は、利用者 170 名に対し当該職員が 1 名以上であることを指す(常勤換算とそうでないものの区別はここではしていない)

どのような方が入居しているの？

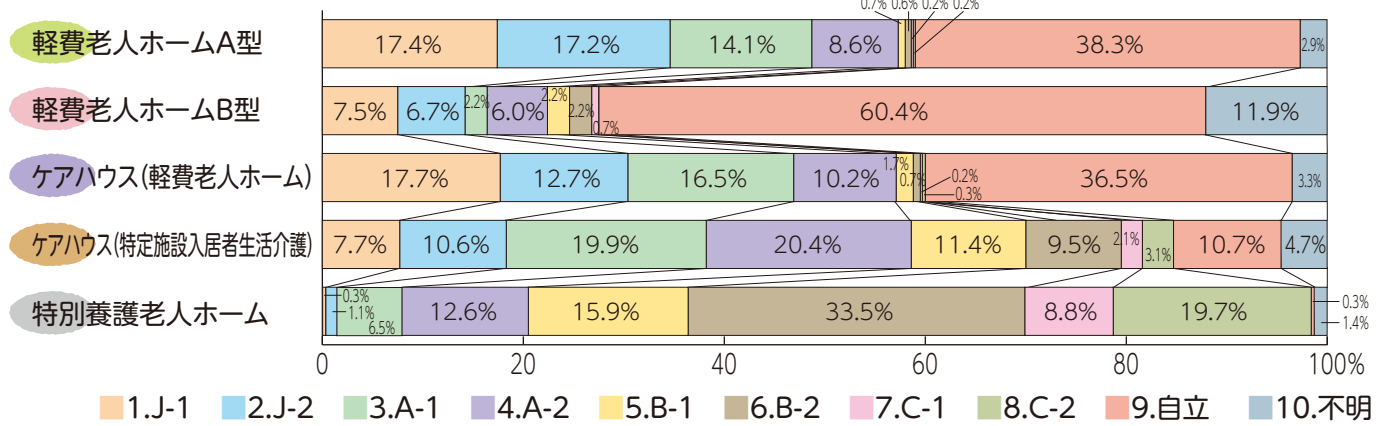


要介護度、医療提供の状況等、比較的状态像の軽い低所得の高齢者が利用されていますが、特定施設入居者生活介護の指定によって、より重度の要介護高齢者を受け入れたり、家族からの虐待を受けた高齢者など、様々な方が入居している実態があります。

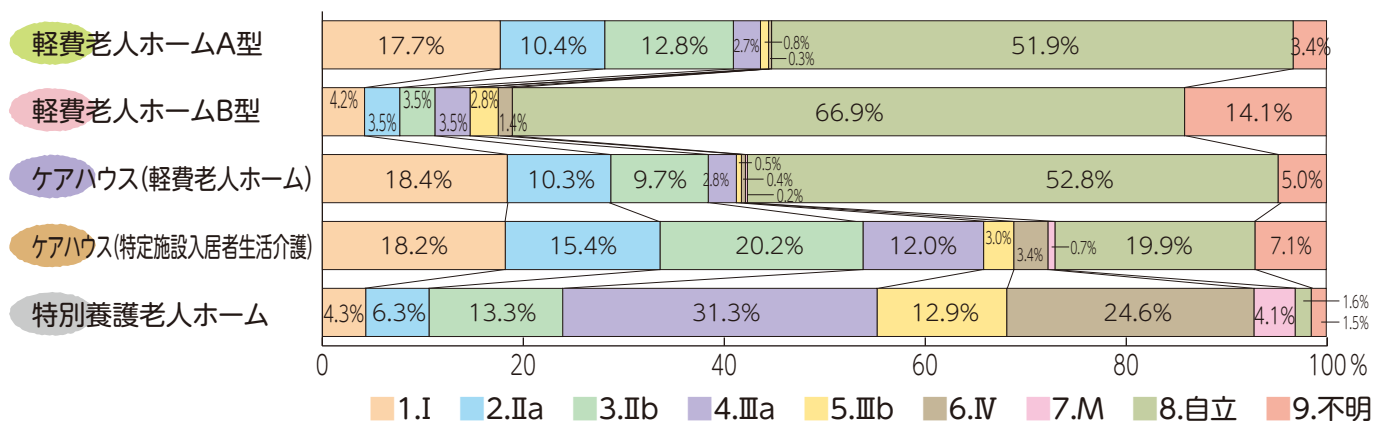
●要介護度別入居者構成比



●障害自立度別入居者構成比



●認知症高齢者の日常生活自立度別入居者構成比



	入居者のうち疾患を有する人の疾患別構成比	税額等による階層区分別構成比	入居者平均利用年数
軽費老人ホーム A型			5.1年
軽費老人ホーム B型			6.9年
ケアハウス (軽費老人ホーム)			4.8年
ケアハウス (特定施設入居者生活介護)			4.2年
特別養護老人ホーム			3.2年

※「第8回 全国老人ホーム基礎調査」(公益社団法人 全国老人福祉施設協議会)を基に作成
 ※軽費老人ホームB型は施設数が少ないため参考値

具体例

Aさんの 場合



在宅にてひとり暮らし。高齢になり、自宅での日常生活が難しくなってきた。家事(調理や洗濯)をしても、疲れることが多く、精神的・身体的負担になってきた。家族や親戚は遠くに住んでおり、頼れる人がいないため、今後の生活に不安を感じていた。

心配をした民生委員が地域包括支

援センターに相談に行き、後日、Aさんと面談され住み替えの施設のひとつとして軽費老人ホームに入居された。軽費老人ホームに入居されてからはできることは自分で、できないところは職員が支援し、介護保険制度などを使いながら不安なく安定した生活を送られている。

Bさんの 場合

賃貸住宅にてひとり暮らしをされていた方で、お子さんはいない。住宅の事情により退去しなければならないことになったが、経済的な理由もあり引越し先が見つからない。知人に相談したところ軽費老人ホームがあると教えられ、知人とともに見学に来られた。交通

の便や環境もよく費用の点でも適当であったため、入居された。軽費老人ホームに入居されてからは地域と施設をうまく活用し賃貸住宅に住んでおられたときと変わることはない生活を過ごされている。



Cさんの 場合



同居の孫から心理的、身体的虐待を受けていた。近隣の家へ逃げ込み、警察に保護される。E市高齢福祉担当課が介入し、E市内の養護老人ホームへ緊急保護入所。その後、E市担当者から施設へ入居問合せがあり、施設の相談員をE市養護老人ホームへ派遣し、Cさんと面談後、施設へ入居。

現在、Cさんが亡くなった息子の借金

(サラ金その他)を肩代わりし、年金収入から月々返済していることが分かる。入居の際の保証人もいないことから、財産管理も含めて成年後見制度の利用を検討し、法テラスを通じて裁判所へ弁護士代理の保佐人申し立て。Cさんと施設、行政担当者、NPO法人、弁護士と連携しながらのCさんの生活全般の支援が、現在進行中である。

Dさんの 場合



(こうしたケースに対応している施設もありますので個別にお問い合わせください)

中学卒業後、長姉夫婦と同居。16歳時、義兄から性的虐待を受け、24歳の時に義兄の子(長女)を出産。以後、姉夫婦と同居を続け、長女は学校卒業と同時に家を出て結婚。

その後、高齢になった義兄は仕事を廃業、Dさんの年金を当てにする様になり、平成23年に義兄が要介護の寝たきり状態に。長姉が介護を放棄するため、Dさんが昼夜問わず介護。また生活も困窮し、これまでの歪んだ家族関係を清算しようと、自宅に放火し全焼させる。現住建造物等放火罪で逮捕勾留。

拘留中、奇異な言動・行動(遅発性パラフレニー)が繰り返されたため、医療観察法の申請がなされ、N県精神科医療施設へ措置された後、長女の希望も

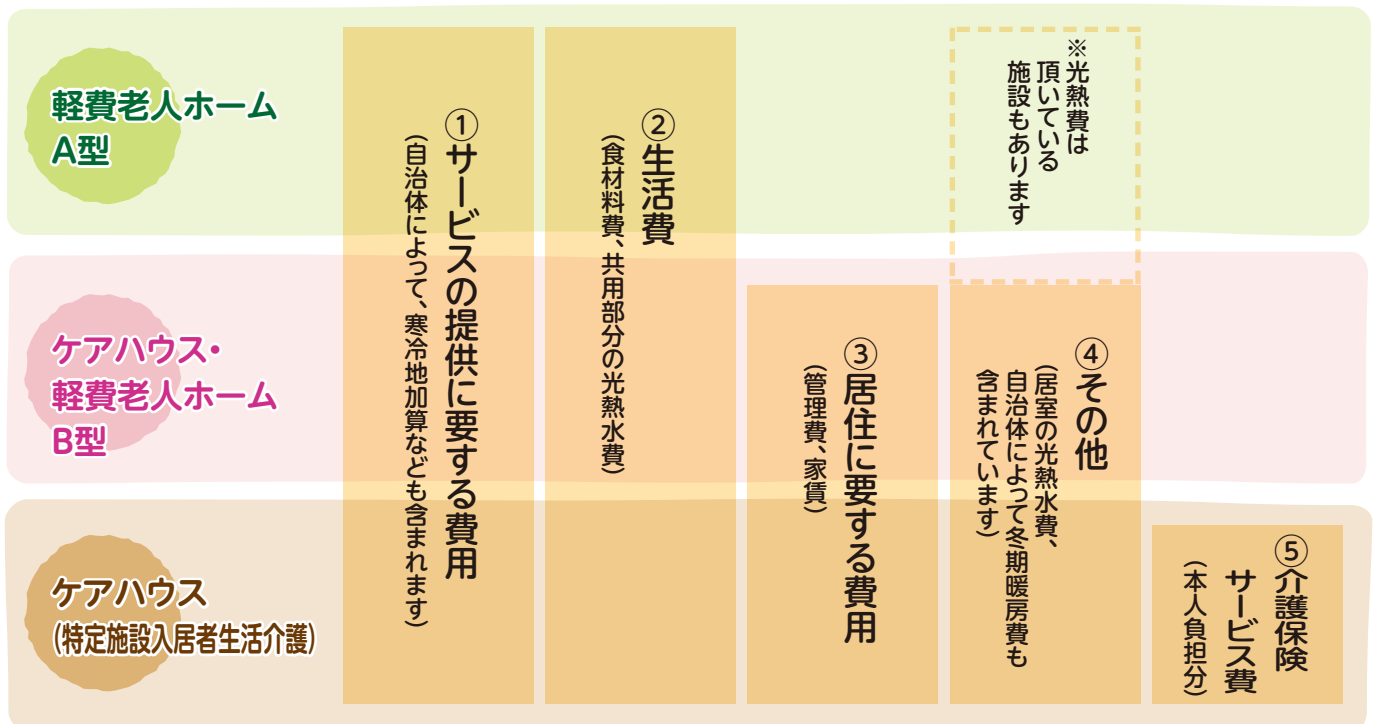
あり、県内のS精神科医療施設へ転院。Dさんの社会復帰先として施設に精神保健福祉士(PSW)から相談があった。

相談員がS施設へ面会に行った後、Dさん、長女、S施設PSW、看護師を交えて入居面談。裁判所へ退院の申し立て後、保護観察所・社会復帰調整官、PSWによる外出計画書が作成され、施設で日中活動訓練開始。裁判所から措置終了、退院許可が決定し、相談から5ヶ月後に施設に入居された。

現在では、服薬も順守され、症状も落ち着いている。他の入居者との交流も自主的に行なわれ、クラブ活動、買い物・外出などを楽しまれ、穏やかに普通の生活を送られている。

利用料は？

- 基本利用料は、①サービス提供に要する費用②生活費の合計です。
それぞれの単価は自治体や施設によって違いますので、入居を希望する施設に確認が必要です。
- ケアハウスの場合は、別に③居住に要する費用（管理費）が必要です。
介護保険サービスを利用する場合は、その費用（本人負担分）も必要となります。



※入居に際しての詳細なお申し込みの条件などは、入居を希望する施設にお問い合わせください。

利用者負担額
(概算。詳細は施設に
確認してください)

軽費老人ホーム A型 概ね月6.5万円～前年の 収入額に応じて 15万円程度まで	軽費老人ホーム B型 概ね4万円程度	都市型 軽費老人ホーム 概ね9万円～前年の 収入額に応じて 15万円程度まで	ケアハウス (軽費老人ホーム) 概ね9万円～前年の 収入額に応じて 15万円程度まで	ケアハウス (特定施設入居者生活介護) 各施設・要介護度によ って異なります
--	----------------------------------	--	--	---



公益社団法人全国老人福祉施設協議会について

会員施設を募集しています！

本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的としており、介護保険制度下における老人福祉施設事業組織として“現場の声”を制度づくりに生かします。

研修・ セミナー

専門性が高度化されていくと共に、時代に即応した新たな先端専門研修を強化・普及しています。介護力向上と経営強化のため、年間1万人以上の現場職員が受講しています。また、都道府県・指定都市、ブロック老施協の研修事業を支援します。

また、毎年度全国老人福祉施設大会(約2,500人規模)、全国老人福祉施設研究会議(約2,500人規模)を毎年開催。研究発表を通じて情報発信し、施設サービス向上における施設長・職員のモチベーション強化をはかっています。

啓発活動

高齢者福祉・介護に関する諸制度の動向、運営管理及びサービス提供の質の向上に関する情報提供及び、緊急に伝えなければならない大切な情報を随時発行する「全国老施協ニュース」はじめ、福

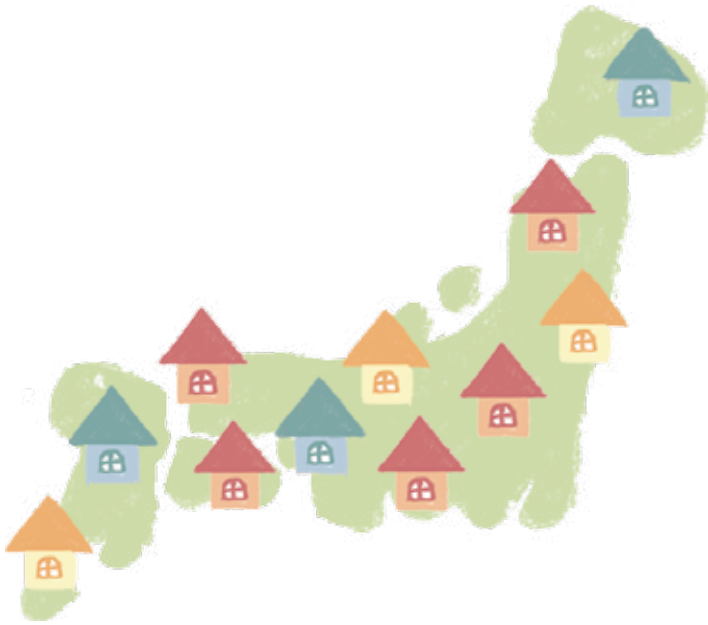
祉・介護の地域基幹拠点としての会員施設・事業所に様々な情報提供をすることにより幅広く支援しています。

老施協 総研

“高齢者福祉・介護のあるべき姿”を求め、最新の情報や研究データをもとにエビデンスを確立し、政策提言、現場実施のマニュアル等を作成し、会

員施設・事業所の将来における発展方向を示唆してゆきます。





●お問い合わせ先

●発行元



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

Tel. 03-5211-7700 Fax. 03-5211-7705

URL:<http://www.roushikyo.or.jp/>